

公共用水域のトリチウム分析業務仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する「公共用水域のトリチウム分析業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

2 目的

福島県内における公共用水域（河川水、湖沼水、海域水）のトリチウム濃度を把握することを目的とする。

3 業務委託の範囲

本業務委託における受託者（以下「受注者」という。）の業務範囲は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

5 納入場所

福島県環境創造センター 調査・分析部放射能調査課
福島県田村郡三春町深作10番2号

6 提出書類

受注者は、本業務委託を実施するにあたり、以下の書類（任意様式）を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任担当者届
- (3) 分析結果報告書（上半期及び下半期）
- (4) 業務完了届（上半期及び下半期）
- (5) その他発注者が必要とするもの

7 主任担当者等

- (1) 受注者は、本業務委託を履行するうえで主任担当者を定め、主任担当者届により発注者に報告する。変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 主任担当者は、本業務委託の内容を熟知し、本業務委託の履行に必要な知識（第1種、第2種又は第3種放射線取扱主任者の資格）及び経験を有する者であり、業務を総合的に把握し調整を行う。
- (3) 主任担当者は、上記（2）の知識や経験及び本仕様書記載の注意事項等をもとに、分析作業員全員がトリチウム分析に関する正しい知識を持

ち測定を行えるよう、分析前及び分析中における分析作業への指導・監督を徹底すること。

8 送付用品等の扱い

分析に供した測定済み試料及び試料の送付に使用した段ボール箱、容器等の処分は、受注者において行うものとする。ただし、放射性物質汚染対処特別措置法第17条第1項に規定する指定廃棄物に該当するものについてはこの限りではない。

9 目的外使用の禁止

受注者はこの契約の内容を他の目的に使用してはならない。

10 関係法令等の遵守

- (1) 本業務委託の受注にあたり、特許権、実用新案、著作権等、第三者の権利の対象となっているものの利用に際しては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務による成果品の著作権は、発注者に属するものとし、契約終了後も自由に使用できるものとする。
- (3) 本業務においては、この仕様書によるほか、他に定めがある場合はその法令及び規則によること。

11 打合せ協議

仕様の軽微な変更は、発注者と受注者が打合せ協議した上で決定する。なお、打合せ協議は発注者の指定する場所で適宜行うものとする。

12 その他

- (1) 受注者は本業務の受注にあたり、本業務の内容に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保することが可能で、業務条件を遵守し、本業務が確実に履行できるものとする。
- (2) 本業務の履行に必要な作業場所や本業務に必要な機器及び検収に必要な機材等については、受注者の負担で用意すること。
- (3) 仕様書に明示していない事項であっても、本業務の履行のための作業又は技術上当然必要と認められるものについては、受注者の負担で行うこと。

第2章 業務内容

1 概要

本業務は発注者から送付された公共用水域（河川水、湖沼水、海域水）試料について、トリチウム濃度分析を実施する。

2 試料等の扱い

分析終了後に残った試料の処分は、受注者において行うものとする。
ただし、トリチウム濃度分析の結果、トリチウムが検出された試料については、速やかに発注者に返還すること。
なお、分析試料の送付及び返還に要する費用は、受注者の負担とする。

3 分析業務

発注者から送付された分析試料は、下記に基づきトリチウム濃度分析を実施する。

(1) 分析試料の量及び送付方法等

1 分析試料当たり 1 リットル程度を試料容器に入れて送付する。
試料容器には、採取地点、採取日時等を記載したラベルを貼り付けし、段ボール等により 1 梱包当たり 10 試料程度を送付する。
また、「分析依頼書（公共用水域トリチウム）」（様式 1）を受注者にメールにて送付する。

(2) 分析方法

放射能測定法シリーズ (No. 9) 「トリチウム分析法（令和 5 年 10 月改訂 原子力規制庁監視情報課）」に記載の蒸留法により、試料の前処理を行い、試料水と乳化シンチレータを混合して測定試料とし、低バックグラウンド液体シンチレーション測定装置を用いてトリチウム濃度を測定する。

(3) 検出下限値

0.5 Bq/L 以下とする。
分析結果報告書には、各分析試料の検出下限値を記載すること。

(4) 分析予定数

276 試料とする。（1 試料について 1 回分析する。）
また、分析試料の予定採取時期は概ね下表のとおりとするが、試料の採取状況等による時期の変更及び試料数の変更がある場合がある。

表：分析試料の予定採取時期

	予定採取時期	予定試料数
上半期	令和 7 年 6 月頃	138
下半期	令和 7 年 10 月頃	138

4 分析結果の報告

(1) 分析結果報告書（速報）

測定終了後速やかに、「分析結果一覧（公共用水域のトリチウム）」（様式2）により、発注者にメールにて報告すること。

なお、138試料分を複数回に分けて報告してもよい。

(2) 分析結果報告書（上半期及び下半期）

分析結果報告書を上半期及び下半期に分けて送付することとし、上半期分は令和7年9月30日までに、下半期分は令和8年3月13日までに提出することとする。

様式 1

分析依頼書(公共用水域トリチウム)

送付日: _____

下表のとおり、試料を送付しますので、分析についてよろしくお願いたします。

番号	環境省 No.	試料 番号	採取地点	採取日時	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

